

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

第1回 企画改善部会

1 日 時 平成 24 年 9 月 27 日 (木) 13:30～16:30

2 場 所 建築行政情報センター第2会議室

3 議 事

- (1) 部会員紹介及び部会長選任
- (2) 前回(昨年度)議事録の確認
- (3) 検討課題とスケジュール
- (4) 具体的な検討事項について
 - ①台帳・帳簿登録閲覧システム関連
 - ②通知・報告配信システム関連
- (5) その他

4 配付資料

【資料1】部会員名簿

【資料2】平成23年度第3回企画改善部会(平成24年3月21日開催)議事録

【資料3】部会・WG開催スケジュール

【参考】第11回連絡協議会総会(平成24年4月27日開催)配付資料(抜粋)

【参考】第11回連絡協議会総会(平成24年4月27日開催)議事録

【資料4】台帳システムに対する要望と対応状況

【資料5-1】通知・報告配信システム課題と対応策

【資料5-2】通知・報告配信システムの利用パターン

【資料5-3】通知・報告配信システム 府県全体利用準備スケジュール

【参考】建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

【参考】通知・報告配信システムに係る関係法令

【参考】通知・報告配信システムにおける送受信すべき必須データの検討について

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

資料 1

平成24年9月27日

団体名	担当	氏名	所 属	電話番号	E-mail
1 茨城県	基準法システムWG	小沼 紀男	土木部都市局建築指導課 課長補佐	029-301-4727	n.onuma@pref.ibaraki.lg.jp
2 神奈川県	"	潮田智恵子	県土整備局建築住宅部建築指導課 建築指導グループ	045-210-1111 (内線 6247)	ushioda.sady@pref.kanagawa.jp
3 大阪府	"	大西 陽一	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 指導調整グループ 課長補佐	06-6210-9721	OnishiYo@mbox.pref.osaka.lg.jp
4 さいたま市	"	大江禎一郎	建設局建築部建築行政課管理係	048-829-1533	kenchiku-gyosei@city.saitama.lg.jp
5 日本ERI (株)	"	此川 和夫	経営企画部 部長	03-3796-0223	k_konokawa@j-eri.jp
6 ビューローペリタスジャパン (株)	"	堀口 智可	建築認証事業本部経営企画部 アクティウンクマネージャー	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com

国土交通省	武井佐代里	住宅局建築指導課 企画専門官	03-5253-8513	takei-s2tr@mlit.go.jp
	佐藤 貴彦	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513	sato-t2gm@mlit.go.jp
	篠崎 昌基	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513	shinozaki-m8815@mlit.go.jp
	畑中 浩二	住宅局建築指導課	03-5253-8513	hatanaka-k8310@mlit.go.jp

(一財) 建築行政情報センター	事務局	坂田 英督	システム部長	e-sakata@icba.or.jp	企画課長	kubo@icba.or.jp
		鳥居寿美男	システム部長代理	torii@icba.or.jp		
		小池 政司	システム管理課主任	koike@icba.or.jp		

■メールリングリスト：基準法システムWG db-ki.junhou@ml.icba.or.jp

**第 3 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会 議事録 (案)**

日 時 平成 24 年 3 月 21 日 (水) 13:30～15:00

場 所 I C B A 4 F 会議室

資 料

【資料 1】平成 23 年度第 2 回企画改善部会議事録

【資料 2】企画改善部会検討結果報告

台帳・帳簿登録閲覧システム関係

建築士・事務所登録閲覧システム関係

通知・報告配信システム関係

掲示板システム関係

利用料改訂関係

来年度のスケジュール

【資料 3】I C B A からの報告事項

【資料 4】当面のスケジュール

【資料 5】建築行政地図情報システム

出席者 (敬称略、カッコ内は代理出席者)

部会長 兵庫県：橘 正樹

茨城県：小沼 紀男

栃木県：石原 寿彦

島根県：松田 啓

日本 ERI(株)：此川 和夫 (増田 健)

ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可

(社)日本建築士会連合会：手島 清乃

事務局 大谷、坂田、金谷、久保、小池、左海、磯永

議 事

1. 前回議事録の確認 (資料 1)

◇既に電子メールにて確認済みである旨、部会長より説明された。

2. 総会報告事項について (資料 2)

◇本部会で内容をご確認いただき、連絡協議会理事会・総会 (4 月 27 日予定) にて配布する。

(1) 台帳・帳簿登録閲覧システム

◇原案のとおり確認した。

【主な質疑・意見】

- ・配付資料のような改修項目のリストを、利用者は随時見ることができるのか。(橘部会長)
→「よくあるご質問」に掲載しているので、随時見ることが可能。(事務局 坂田)
- ・バグ改修と要望対応 (機能追加) の予算は、過去の経緯に照らして大体どのくらいか。(橘部会長)

→所要工数（人月）は資料に記載のとおりで、1人月は100万円程度である。（事務局 坂田）

（2）建築士・事務所登録閲覧システム

◇原案のとおり確認した。なお、出力対象項目として「決算月」を追加したこと、今回の改修版は4月2日にリリースすることが事務局より報告された。

（3）通知・報告配信システム

◇原案のとおり確認した。

【主な質疑・意見】

- ・EXCELファイル取込機能の対応時期はいつごろか。（橘部会長）
→来年度中を目途としている。（事務局 久保）

（4）掲示板システム

◇原案のとおり確認した。なお、マニュアルは昨年10月27日に配付（メール配送）され、その後追加・変更要望等が出ていない旨、事務局より報告された。

（5）利用料改訂関係

◇原案のとおり確認した。

なお、ICBAによる利用料改訂案において、基準法システムWG（2/15開催）の段階では、利用料算定における確認件数の上限をなくすことになっていたが、その後上限を設ける方向で再検討中である旨、事務局より報告された。

【主な質疑・意見】

- ・ICBAの改訂内容説明によると、利用料は上がる方向であると考えてよいか。（橘部会長）
→減額措置を終了するので、そのとおりである。（事務局 久保）
- ・建築士システム（登録）の利用料は改訂しないのか。（橘部会長）
→特定行政庁、指定確認検査機関については、当初の想定利用率と現状の利用率の乖離から、利用料改訂の必要性を生じている。一方、建築士システム（登録）は稼働開始時点で利用率100%であり、前者と同様の改訂は必要ないと考えている。但し、運営経費が当初想定より膨れてしまっていることから、一定の時期には改訂を検討する必要があると考えている。（事務局 久保）
- ・建築士会では事務所協会の登録した情報は見ることができないが、事務所協会では建築士会の登録した情報を見ることができる。すなわち、建築士会のほうが事務所協会よりメリットが少ない。これを踏まえて、建築士と建築士事務所の利用料分担率も再検討すべきではないか。（建築士会連合会 手島様）
→建築士システム（登録）の利用料は、もっぱら一定額を「分担」する考え方によっていることから、ある団体の分担率＝利用料を下げれば、必ず利用料の上がる団体が発生する。そこで、分担率の検討に先立ち、意思決定のフローから整理する必要があると思われる。なお、24年度に当該分担率の改訂を検討した場合、行政庁での予算措置は25年度となるため、改訂利用料の適用は26年度からとなる。（事務局 久保）

(6) 来年度のスケジュール

◇原案のとおり確認した。

【主な質疑・意見】

- ・来年度は士法システムWGを活動しないこととされているが、WGメンバーの承認は得ているか。また、建築士システム（登録）の利用料検討はどこで行うのか。（橘部会長）
→士法システムWGを今年度末で終了することについては、鈴木座長（東京都）も含めメンバーの了承を得ている。（事務局 大谷）
建築士システム（登録）の利用料をどのように検討するかは未定であるが、企画改善部会場で検討することになった場合は、改めてWGを立ち上げる方針である。（事務局 久保）

3. ICBAからの報告事項（資料3）

◇連絡協議会理事会・総会（4月27日予定）で説明予定のICBAからの報告事項について、参考として説明された。

【主な質疑・意見】

- ・建築行政地図情報システムは、共用データベースの道路システムと同様の機能ではないかと思われるが、住み分けはどのようにになっているのか。
→道路システムは利用者側でのサーバ設置が必須であり、サーバOSが2003サーバまで対応である。これに対して建築行政地図情報システムは、インターネットを利用したASPでありサーバ設置が不要。当然、サーバOSの心配もない。（事務局 磯永）

4. 今後のスケジュールについて（資料4）

- ◇検討結果報告書については、本日の部会で原案どおり確認されたことから、4月27日の連絡協議会理事会・総会では本日配付資料と同内容にて配付する（今後部会員における電子メール等での修正箇所確認は行わない）。
- ◇連絡協議会理事会・総会後は、基準法システムWGメンバーを中心に5～6月に調整し、7月に平成24年度第1回企画改善部会を開催する方針。

以上

企画改善部会及びWG開催スケジュール（案）

第1回 企画改善部会 平成24年 9月27日（木）@ICBA
活動内容及びスケジュール確認

基準法システムWG（10月～2月 @各特庁・指定確認検査機関）

通知・報告配信システムの試行運用等に取り組む部会メンバー毎に、必要に応じて配信相手先も同席の上、部会メンバー所属団体を会場として数回開催。

第2回 企画改善部会 平成25年 3月21日（木）@ICBA
検討結果報告書案の確認

※検討結果報告書案は平成25年4月に連絡協議会理事会にて承認の上、総会で配付予定（理事会・総会とも事務局にて対応）。

<配付資料のダウンロードサイト>

企画改善部会及び各WGを含め、連絡協議会関係の配付資料は、下記サイトよりダウンロードできます。

ICBAトップページ→「建築行政共用DB」→「送付文書一覧」

企画改善部会 検討結果報告

企画改善部会について

1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理
(台帳・帳簿登録閲覧システム)
2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理
(建築士・事務所登録閲覧システム)
3. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
4. 掲示板システムの運用方針
5. 利用料改正に向けた要望事項の整理
6. 来年度のスケジュール

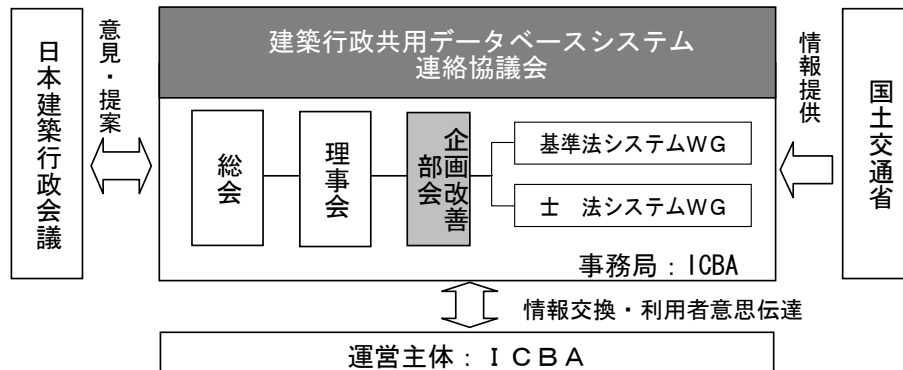
建築行政共用データベースシステム連絡協議会

企画改善部会

企画改善部会について

(1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となつて情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。なお、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施するため、部会のもとに「基準法システムWG」及び「士法システムWG」を設置した。



(2) 企画改善部会の構成

No.	団体名	ワーキング	備考
1	兵庫県	基準法システムWG	部会長・WG座長
2	山形県	同上	
3	茨城県	同上	
4	島根県	同上	
5	日本ERI(株)	同上	
6	ビューローベリタスジャパン(株)	同上	
7	東京都	建築士法システムWG	WG座長
8	栃木県	同上	
9	(社)日本建築士会連合会	同上	
10	(社)東京建築士会	同上	
11	(社)東京都建築士事務所協会	同上	

※国土交通省もオブザーバとして参加。

(3) 開催経過

企画改善部会 (計3回) : H23.07.05, H 23.10.27, H 24.03.21
 基準法システムWG (計3回) : H23.07.05, H 23.09.21, H 24.02.15
 士法システムWG (計3回) : H23.07.05, H 23.08.25, H 24.02.24

(4) 企画改善部会及び各WGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞	建築士法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	<ul style="list-style-type: none"> ◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム 	<ul style="list-style-type: none"> ◇台帳・帳簿登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築士・事務所登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等
システム運用	<ul style="list-style-type: none"> ◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約 ・取り組むべき項目の整理 ◇標準様式、電子報告等 ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 ◇掲示板システムの運用方針 ・利用者側が求める情報の意見集約 	<ul style="list-style-type: none"> ◇通知・報告配信Sの促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 ◇様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◇掲示板システムの運用検討 ・掲示板システムの概要説明と現状 ・具体的な掲載内容の意見交換等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇OA部会との連携方法 ・OA部会への取組に向けた要請検討 ◇講習会、説明会、マニュアル等 ・具体的な要望の整理 ◇情報共有 ・各種情報提供の仕組み作り等の集約 ◇利用料改訂に向けた要望事項の整理 ・利用料算定の大枠説明と今後の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ◇OA部会との連携テーマの抽出・検討 ・具体的な検討事項の抽出・連携方法 ◇講習会・説明会実施方法 ・利用者側のニーズの収集・集約 ◇業務場面ごとの関連資料整備への要望等 ・情報提供のあり方等の意見交換・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇OA部会との連携テーマの抽出・検討 ・具体的な検討事項の抽出・連携方法 ◇業務場面ごとの関連資料整備への要望等 ・情報提供のあり方等の意見交換・整理

平成23年度は、上記のうち太字部分を実施した。

1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (台帳・帳簿登録閲覧システム)

(1) 趣旨

台帳・帳簿登録閲覧システム（以下、「台帳システム」という）は、確認申請の受付や各種通知書の発行を行うシステムであり、確認審査担当にとって共用データベースの中でも基幹部分をなすものである。

平成23年度は、昨年度に引き続き、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 検討方法

I C B Aにて整理された改善要望（仕様変更）事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

①重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をI C B Aに照会し、次のとおり区分した。

所要1カ月程度：改修費100万円程度

所要1～2カ月程度：改修費100～200万円程度

所要3カ月程度以上：改修費300万円程度以上

(3) まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を図表1-1（※略）のとおりとりまとめた。

但し、システムの普及に伴い、新たな要望が出ることも予想されるため、システム改善の検討は今後も引き続き行う必要がある。

2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (建築士・事務所登録閲覧システム)(略)

3. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

(1) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム(以下「配信システム」という)は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ(専用フォーマット)を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで、特定行政庁、指定機関各々、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにするため、平成22年度に引き続き、一部機関にて試行運用を実施した。あわせて、指定確認検査機関で専用フォーマットによる電子データの準備が困難な場合の当面の対応策として、EXCELファイルによる送受信についても検討した。

(2) 検討方法

① 試行運用

協力機関(2指定機関及び2特定行政庁)と調整し、試行運用の目的を双方で確認するとともに、具体的な方法についてとりまとめた(図表3-1)。

なお、送信内容については試行運用の経過を見つつ、ステップを踏んで段階的に充実させる方針とした(図表3-2)。

図表3-1 試行運用の協力機関と概要

	ケース1	ケース2
協力機関	送信：日本ERI 受信：新潟市	送信：ビューローベリタス 受信：さいたま市
送信内容	確認審査報告書記載事項	確認審査報告書記載事項 建築計画概要書記載事項
送信頻度	紙送付と同時に送付 紙到達時にはデータが届いている 必要あり	紙送付と同時に送付 紙到達時にはデータが届いている 必要あり
運用目的 (送信側)	行政庁の台帳データ整備への協力	郵送トラブルの低減
(受信側)	キーパンチ手間の低減	キーパンチ手間の低減
運用時期	平成23年11月～平成24年3月	平成23年11月～
特記事項	新潟市では、指定機関確認分はEXCELで台帳を管理中。 試行運用のデータの最終登録先はEXCELである。	

図表 3-2 送信内容
(建築物)

平成23年度の送信実績

手続	通知報告時期	書類名称	ステップ
確認申請	確認引受時	確認申請引受通知	2
		確認審査報告書(第16号様式)	1
	確認済証 発行時	建築計画概要書(第3号様式)※画像ファイル除く	3
		その他添付資料 確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)等	4
中間検査	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)	2
	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)	1
		その他添付資料 中間検査申請書 第2面～第4面(第26号様式)等	4
完了検査	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)	2
	検査完了時	完了検査報告書(第25様式)	1
		その他添付資料 完了検査申請書 第2面～第4面(第19号様式)等	4

(工作物)、(昇降機・建築設備)については、建築物のステップ4に続いて、同じ要領で進めることとする。

<主な意見>

特定行政庁側

- ・当面は一部データが送られる形での試行であるが、将来的には全データが送られることを目指す。
- ・紙と電子の両方が届くと、相互に誤りがないかのチェックが必要になり、手間が増える。
- ・試行運用においては、紙の報告書を正とし、配信システムでそのデータが届いているかをチェックするという運用になる。

指定確認検査機関側

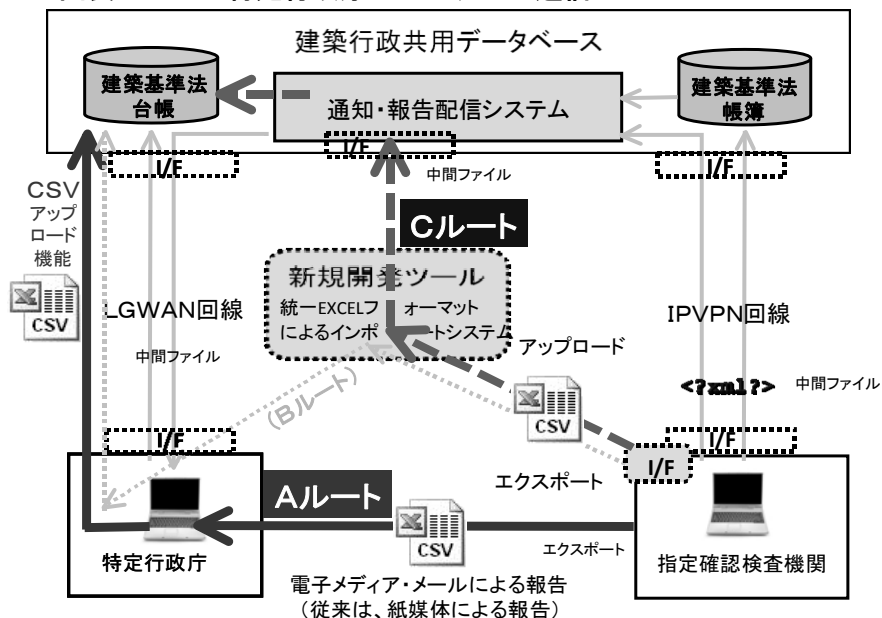
- ・報告書のデータに送信先を記載し、配信システムではそれを自動判別して送信できるようにしてほしい。現在は、送付のたびに送信先を指定する仕様となっており、送付先行政庁の多い機関にとっては手間がかかる。
- ・紙送付においても、郵送トラブルで「送ったはずなのに届いていない」ことがまれに発生する。ペーパーレスとする場合は、このようなトラブルを防止するため、指定機関が送信した件数と特定行政庁が受信した件数について簡単な操作で情報共有できる仕組みが必要。

② EXCELファイルによる送受信

指定確認検査機関のシステムよりEXCELファイルを出力し、それを特定行政庁の台帳システムに取り込む方法について検討した。

EXCELファイルは、項目名、並び順等に一定ルールを設けることを条件とし、特定行政庁へのファイル送信ルートとして図表3-3に示す2ルートと比較した。

図表3-3 特定行政庁へのファイル送信ルート



- Aルート**：指定機関から特定行政庁にEXCELファイルを電子メール等で送信する。特定行政庁では、EXCELファイルを台帳システムで取り込む。
 (台帳システムへの取込機能は新設)
 EXCELファイルのエラーチェックは特定行政庁側で行う。
- Cルート**：指定機関から送信用WEBサイト(新規開発ツール)にEXCELファイルをアップロードする。アップロードされたファイルは、配信システム専用フォーマットに変換され、配信システムに登録される。特定行政庁では、配信システムに送信されたデータと区別することなく、台帳システムに取り込む。
 EXCELファイルのエラーチェックは指定機関側で行う。

※事務局注：ICBA説明資料(A～Cルート)との整合性のため、Aルート・Cルートと記載しています。

<主な意見>

- Aルート・Cルートいずれも台帳システムに取り込むことが目的であれば、フォーマットは問題ではないとも思われるが、現在指定機関からEXCELでデータ提供を受けている特定行政庁があり、この機能ができれば指定機関にシステム改修を強いることなく、特定行政庁の台帳システムにデータを取り込むことができるようになるのがメリットである。
- Aルートは、誤送信のおそれもあり、セキュリティ面で不安がある。
- EXCELにも対応した場合、指定フォーマットが複数になってしまう。通知・報告電子化の今後の方向性として、フォーマットを統一するよう要望する。

(4) まとめ

- ・ 試行運用において、送信、受信自体は特に問題なく実行できることが確認できた。
- ・ 今後は、ステップアップにより送信対象の書類を拡張し、その中で現場の意見等を拾い上げつつ、部会での検討を継続することとする。
- ・ 試行運用と並行して、E X C E Lによる送受信の方法を、現場のニーズを確認しつつ引き続き検討する。

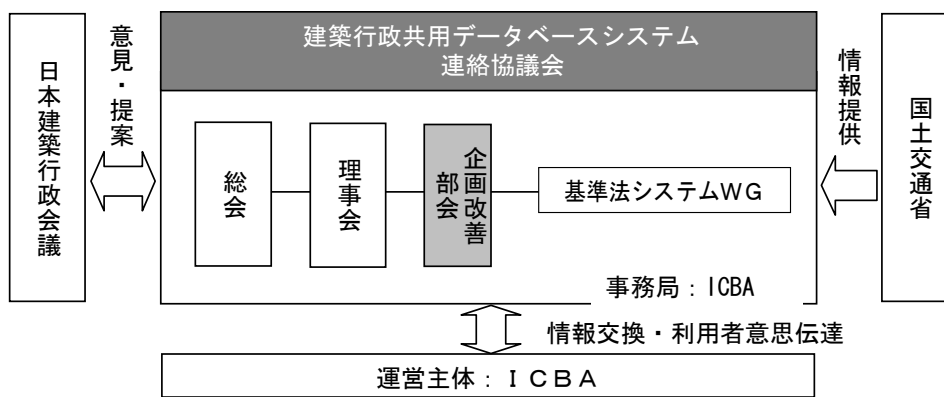
4. 掲示板システムの運用方針（略）

5. 利用料改訂に向けた要望事項の整理（略）

6. 来年度のスケジュール

（1）検討体制

「土法システムWG」については課題の検討が一定の段階に達したため、平成24年度は、部会及び基準法システムWGのみ開催する。（各3回程度）



（2）企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

（3）検討課題

- ・各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理（台帳・帳簿登録閲覧システム）
- ・通知・報告配信S促進に向けた意見集約
- ・その他

第 11 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録 (案)

日 時 平成 24 年 4 月 27 日 (金) 15:50～17:00
場 所 明治記念館 蓬莱の間

資 料

前回総会議事録 (案)
議案 連絡協議会会則改正の件
企画改善部会検討結果報告
I C B A からの報告事項
連絡協議会役員一覧、会員一覧

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局棟から、現在の会員団体総数 4 4 7 団体、定足数 2 2 4 団体に対して、出席団体数 1 2 3 団体、委任状提出が 1 6 9 団体、合計 2 9 2 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶 (I C B A 松野理事長)

建築行政共用データベースシステムは、本稼働後 3 年目に入った。その間、利用者からの直接のご意見やご指導のほか、企画改善部会での検討等も踏まえてシステムの改善を進めてきた。

建築士システムについては、すべての建築士法関係団体が利用中であり、昨年度も定期講習受講歴のチェックに対応した機能追加等、法令改正に合わせた改善を実施した。また、新たに登録機関の指定を受けた建築士会及び建築士事務所協会においても、指定時期に合わせて建築士システムを導入いただいている。厚くお礼申し上げます。

台帳システムについては、特定行政庁及び指定確認検査機関における V 7 ほと利用団体の約 7 割が移行し、今年度末までには V 7 ほと利用団体のほぼすべての移行が完了する予定である。

台帳システムと関連の深い通知・配信システムについては、昨年度も企画改善部会における試行運用など、一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得ながら普及策に努めているが、まだ充分普及したとは言い難い状況である。

一方、3 年目の今年度は、共用データベース普及促進のための利用料減額措置の最終年度である。減額措置で、不足する運営経費は I C B A が負担し、その間に十

分な普及促進を図り、4年目からは利用団体数に見合った利用料を再設定する予定であるが、通知・配信システムについては引き続き一層の普及促進が必要な状況である。

このような状況の中、私ども I C B A として、適切に機能改善を実施しつつ、利用料改訂のご理解を得て、かつ普及促進も講じていくという難題に取り組まなければならない重要な年度であると認識している。

この点について、国土交通省、都道府県及び特定行政庁のお力も賜りながら、財団を挙げて取り組んでまいりたい。

3. 国土交通省挨拶

共用 DB の本格稼働から 3 年目に入り、その間、改正建築士法や建築確認手続きの運用改善についてもデータベースが活用されているところである。

台帳システムには既に 1,000 万件の建築物データが登録されていると聞いているが、今後はそれをどのように活用していくかが課題である。

一方、建築確認申請関連情報の電子化も進んでいくと考えられるが、この動きは確認検査機関が扱う物件から進んでいくと想定される。この電子情報は、建築行政事務においても電子情報のままで扱っていくことが事務の迅速化の観点から効果が高い。電子情報を共用 DB と関連づける取り組みが企画改善部会で検討されていると聞いているが、関係者におかれては、電子化への対応準備も進めていただきたい。

建築士システムはすべての関係機関において導入済みであり、建築士、建築士事務所業務において概ねフル活用されていると認識している。また、登録事務以外に掲示板システムを活用し監督指導関係の情報共有も行われている。

改正建築士法に基づく定期講習の受講履歴については、建築確認申請書にある建築士について申請窓口でチェックするようにしたいと考えている。未受講で業務を行っている者があれば、建築主や監督権限のある建築士事務所に申請窓口からお知らせすることにより、建築士に定期講習をきちんと受けていただく。これを、来年 1 月を目処に実施したいと考えているが、共用 DB の活用により、効率的に確認できると考えている。

共用 DB の導入に関しては、特定行政庁で 5 割弱、指定機関では 2 割弱程度と聞いている。データベースシステムのデータは有効に利用されていないとシステム自体の評価も得られにくい。建築士定期講習の受講状況チェックも登録情報にオンラインでアクセスできることをもって効率的になると考える。このようなことから、未導入機関への導入促進は重要であり、データベースシステムの意義に関わる課題である。いろいろ難題もあるかと思うが、連絡協議会から提案をしていただき、出来ることは試行的に進めていただき、現実的な方策が見いだせればと思う。

4. 会長挨拶

共用 DB の稼働から 3 年目に入り、利用団体も 200 を超え、全国の建築行政におけるシステムの役割は益々大きくなっている状況である。

今年度の企画改善部会では、各サブシステムの機能改善、運用方法を整理してきたが、課題は多く残っているということであり、ICBA においては利用者の要望に適切に対応されるようお願いしたい。

建築士・事務所登録閲覧システムについても非常に有用なツールであると認識している。都道府県、特定行政庁はもとより指定確認検査機関、建築士法関係団体からも積極的にシステム改善に向けてのご意見を賜りたい。

5. 議 事

(1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 付議事項 連絡協議会会則改正の件

連絡協議会会則改正の趣旨について事務局 坂田より説明され、決議の結果原案どおり決定した。

(3) 報告事項

①企画改善部会検討結果報告

企画改善部会検討結果 中間報告について、事務局 坂田より説明された。

②ICBAからの報告

ICBAからの報告について、ICBA 鳥居、久保、左海より説明された。

【質疑・意見】

平成 22 年度から共用 DB を利用している。不具合については概ね良くなってきているがこの 2 年間我慢しながら使ってきた現状である。

今、最も職員が使っていくうえで問題になっているのはつながらないということである。先の事務局説明によれば、その原因は検査率算定や督促状であるとのことだが、これが本当であれば原因判明から一年近く経っている。対応が遅いのではないかと。事務職員の我慢も限界なので早急に対応していただきたい。(広島県様)

→検査率については統計処理と同様、リアルタイム処理で優先処理している。大きな問題だと認識してから負荷の低減をやってきたがどうしても改善しなかった。そのため、負荷分散サーバーを別にして統計処理をさせる方法を検討して

いる。今夏を目処に対応予定。(事務局)

要望は随時させてもらっているが、優先度が上がらないといつまでたっても改修されない。現場としては必要なものを要望しているので早くやっていただきたい。
(奈良県)

→今年度の改修も予算化し、その中で出来る限り取り組んでいく。(事務局)

指定確認検査機関の利用率が低いがパッケージソフトなどで連携することは良いことだと思う。ほとんどの検査機関が利用することが理想だと思うが、通知・報告配信システムについて民間機関の導入メリットがないのではないか。(品川区)

→研究の途中であるが、申請そのものを電子申請で受け取れるようなこと、処分が終わった後に設計図書も含めて電子で長期保存できる仕組みを検討中。(事務局)

(4) 閉会

次回総会は来年4月を予定。

以上

台帳システムに対する要望と対応状況

表 1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
1	EXCEL による通知書出力	確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdf に出力するよりも EXCEL に出力するべき。	A	3 カ月程度以上	改修中
2	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で、一度に表示できる件数が少ない。表示件数を増やしてほしい。	A	1 カ月程度	改修中
3	台帳記載証明	確認・計変 1・計変 2 が紐付いているとき、台帳記載証明は常に確認のものしか出ない。計変の最新の記載証明は出ないのか。	A	1 カ月程度	改修中
4	入力支援（デフォルト）	消防署入力で、選択リストでデフォルトの都道府県が設定できる機能。 (消防署保健所マスタで都道府県を設定する必要性がないので廃止してほしい。)	B	1 カ月程度	改修中
5	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーしたい（完全一致でもよい）マスタとして使える。	B	1 カ月程度	改修中
6	建築士システムデータの参照機能	第 2 面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない。	C	極めて大	改修中
7	法定外帳票への対応	消防通知の帳票出力を実装してほしい。	C	3 カ月程度以上	改修中
8	データ抽出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにしてほしい（帳簿）。	C	1～2 カ月程度	改修中
9	データ抽出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」の一覧を出力したい（指定確認検査機関での、中間検査、完了検査の検査引受年月日は、法定報告項目なので、統計のため、一覧に出力できないと困る）。	C	1～2 カ月程度	改修中

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
10	データ抽出	データ抽出の時間制限、400 日制限を撤廃する。 検査率算定の随時実行を可能とする。	新規	1～2カ月 程度	改修中
11	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにしてほしい。	A	3カ月程度 以上	未定
12	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索では、全半角同一視をしていない。同一視してほしい。	A	1カ月程度	未定
13	許可申請、認定申請の自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほしい。	A	1カ月程度	未定
14	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにしてほしい。	A	1カ月程度	未定
15	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない。	A	1カ月程度	未定
16	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件は、受付期間ではなく、処分期間が適切。	A	1カ月程度	未定
17	検索	地名地番検索の際、「ほくと」同様「○○と□□を含む」複数条件検索機能を希望する。	A	1～2カ月 程度	未定
18	引受通知書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定	A	1～2カ月 程度	未定
19	概要書	概要書、添付ファイルを見られる状態の権限がほしい。閲覧権限はあるが、概要書等（概要書 1, 2 面、処分等の概要書、概要書 3 面／築造計画概要書など）が見られるようになっていない。	A	1～2カ月 程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
20	(帳簿) コピー機能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、詳細なデータがコピーされておらず、その都度入力しなければならない。手間がかかり、また入力ミスが発生する懸念があり改善してほしい。(確認の報告は情報が入力されている。)	A	1～2カ月程度	未定
21	(帳簿) CSV 出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で100件を超えるとCSVデータが100件までしか出力されないのを全て出力されるよう改善してほしい。	A	1カ月程度	未定
22	コピー機能	配信データは用紙報告の概要入力の物件コピーでは検索されない。なお、詳細入力時の物件コピーでは検索される	A	1カ月程度	未定
23	仮使用	仮使用承認を限特でも受け付けているが、入力したら見られなくなってしまう。	A	0.5カ月程度	未定
24	進達	進達後に受領票、消防同意を出力できるようにしてほしい。	A	0.5カ月程度	未定
25	登録しないで移動	3面で紐付けした後、2面に戻るときに登録されない。「保存されません」表示が必要。	A	0.5カ月程度	未定
26	経過管理・内部審査のメモ欄	内部審査のメモ欄の検索、データ抽出。	A	1カ月程度	未定
27	基本統計	1. 基本統計の確認件数集計表で、行政庁と指定確認検査機関が一緒に出てきては扱い辛い 2. 同、確認件数集計表の結果リスト及び根拠リストにおける「受付件数」を、確認申請件数と計画変更申請件数の2項目に分類してほしい 3. 同、確認件数集計表の「受付件数」、「確認申請確認済証発行件数」等において、適判物件の件数を表示してほしい	A	3カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
28	受理通知 データ	(帳簿) 受理通知データ出力後、詳細入力に移行すると、受理通知データが再出力できない。	A	1ヵ月程度	未定
29	構造に枠 組み壁工 法の追加	第3面 構造に木造(枠組み壁工法)を追加。	A	1ヵ月程度	未定
30	完了検査	(帳簿) 「検査済証の発行」画面で、計画変更の有無に関わらず「天空率適用」欄が反映されない。受付時に紐付け処理をしても駄目。	A	0.5ヵ月程度	未定
31	基本統計	(帳簿) 前年度受付分が計上されないので、できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
32	入力	計画変更確認申請、完了検査申請で、元確認データをコピーしても、建築主住所は反映されない。	A	0.5ヵ月程度	未定
33	報告書入 力	建築主氏名、地番の入力文字数制限をなくしてほしい。	A	0.5ヵ月程度	未定
34	報告書入 力	報告書を訂正しても、建築物台帳に反映されない項目が多く、再登録又は、報告書と申請書の両方を修正しなければならない(受付番号・処分番号・地番・面積等)。	A	1ヵ月程度	未定
35	報告書入 力	報告台帳登録の時間が特に長いので改善してほしい。	A	1ヵ月程度	未定
36	検索	結果一覧に、法6条区分、審査メモを表示してほしい。	A	1ヵ月程度	未定
37	工事完了 届	自動採番できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
38	取下げ 届・取止め 届	1. 申請取下げ届を受領した物件であっても「審査中」と表示されるが「審査終了」「取下げ」等経過が分かるようにしてほしい 2. 工事取止め届を受領した物件も検索結果一覧で表示してほしい	A	1ヵ月程度	未定
39	データ抽 出	確認等台帳情報の条件項目、出力項目を増やしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
40	データ抽出	「〇〇を含む」又は「△△を含む」というような条件設定機能を付けてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
41	工事物件紐付け	経過管理と建築物台帳の紐付けを行った場合、審査中物件も建築物台帳で閲覧できるようにしてほしい。審査中物件と審査終了物件の保存先を分けると不便。	A	1ヵ月程度	未定
42	報告書	報告書に入力した建築主名を、申請書の一面にも反映させてほしい。（二面の建築主名には反映されている）。	A	1ヵ月程度	未定
43	基本統計・データ抽出	統計データが即日取得できるように。	A	1ヵ月程度	未定
44	データ抽出	決裁日と確認番号が一度に出力できるようにしてほしい（申請書）。	A	1ヵ月程度	未定
45	データ出力	市内における民間機関の確認物件で県所管分は市を経ずに県にデータが送信されており、市の台帳システムには登録されていない。	A	1ヵ月程度	未定
46	確認画面	第1面→第2面→第3面と入力した場合、それまでのデータを保存するか確認画面が表示されるが、第3面のデータを保存せずに第2面に戻った場合、確認画面なしで第3面のデータが消失してしまう。確認画面が表示されるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
47	進達	進達データを進達後、エラーが出ると誰も修正できなくなるので、送る前にチェックしてほしい。または、やり直すことができればよい。進達後、データ修正できなくなるため困っている。県からデータ送信要求が再度来た場合、進達データを再出力できない。	A	1ヵ月程度	未定
48	閲覧権限	閲覧権限のIDはなんの意味もないので、早急に改善して欲しい。	A	1ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
49	定期報告 のデータ 抽出	定期報告のデータ抽出で、中間と完了が一緒に出るようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
50	検索	指定機関ごとの検索ができるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
51	データ抽 出	データ抽出機能の充実（消防署別・消防通知送付日別 建築物概要データ出力）。	A	1ヵ月程度	未定
52	和暦入力	日付選択の西暦はなく和暦での表記。	A	2ヵ月程度	未定
53	許可・違反 台帳の整 理番号	許可申請と違反の台帳の整理番号が分けられないことが不便。	A	1ヵ月程度	未定
54	詳細画面 に元確認 の地名地 番	計画変更で地名地番が変更された物件は、詳細画面の第1面には変更前の地名地番が表示されてしまう。	A	1ヵ月程度	未定
55	決定不可 通知の出 力	決定不可通知の出力を、法定と任意の2種類に分けてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
56	マスタ	設計図書のマスタが欲しい。	A	1ヵ月程度	未定
57	定期報告	確認データとの紐付け作業を行っても、処分の概要書に定期報告データが反映されない不具合を解消してほしい。 →棟名称（第四面又は定期報告のために付けた棟名称）及び定期報告管理番号は出力するべきと思われる	A	1ヵ月程度	未定
58	定期報告	定期報告書もデータ抽出対象にしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
59	定期報告	建築士、建築士事務所の情報は、部分一致検索によりデータを呼び出し、それが入力できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
60	取止め	取下げ、取止めの場合、「処理完結」として扱ってほしい。	A	1ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
61	デフォルト値	都市計画区域のデフォルト値を「市街化区域」にして欲しい。	A	0.5ヵ月程度	未定
62	データ抽出	受付年月日ではなく、処分年月日を対象として抽出して欲しい。	A	1ヵ月程度	未定
63	文字数	台帳システムで、検査引受通知書、検査報告書の入力画面の「確認済証交付者」欄の入力文字数を 現状の 25 文字から 40 文字に増やして欲しい。	A	1ヵ月程度	未定
64	データ抽出	確認等台帳情報に「建築主住所」「施工者名」「新築以外」についても抽出できるように。(新築以外とは、新築か新築以外としか出ないので、増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替と出力できるようにすること)。	A	1ヵ月程度	未定
65	新申プロ	データ取得が翌日ではなく、当日にできるように(受付番号が前後してしまう)。	A	0.5ヵ月程度	未定
66	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい(誤って入力してしまうと困る)。	B	1ヵ月程度	未定
67	工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請(用途変更)に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき。	B	2ヵ月程度	未定
68	概要書出力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場所まで行かないと使用ができず、参照方法も複雑で、利用者(担当者)にその都度説明しないとイケない。	B	3ヵ月程度以上	未定
69	入力支援 (全半角自動切換)	半角項目, 全角項目に移動した際に日本語の変換タイプを自動で切り替わる様に。	B	3ヵ月程度以上	未定
70	入力支援 (マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名などをマスタとしてシステムに登録したい。	B	1~2ヵ月程度	未定
71	日付自動入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるように。	B	1~2ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
72	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力することができない。	B	1カ月程度	未定
73	番号発番	<ul style="list-style-type: none"> ・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた 	B	1カ月程度	未定
74	中間、完了未紐付けの検索	紐付いていないものだけを検索したい。	B	1カ月程度	未定
75	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない（例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等）。	B	1～2カ月程度	未定
76	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない。	B	1～2カ月程度	未定
77	許可・認定の印刷	CSV出力しかできないので、印刷できるようにしてほしい。	B	3カ月程度以上	未定
78	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されない（報告書→確認台帳へのコピーは「最初の1回のみ」が仕様のため）。	B	1～2カ月程度	未定
79	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう。	B	1カ月程度	未定
80	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない。	B	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
81	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか。	B	1カ月程度	未定
82	紐付け	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を元確認番号で自動的に紐付けたい ・コピーと紐付けを同時に行うことも考えられるが、通知・配信を使ったときには、コピーは行わないので、(「ほくと」同様)自動紐付けが望ましい ・但し、元確認番号が重複していたり(毎年1番から連番など→必ず年度を確認番号に入れるなどが必要)、元確認番号が無かったり、元確認番号を誤っていたり(誤った先に紐付く)、確認・計変・(計変の)中間・(計変の)完了などのときの紐付きがうまく行くか要検討 	B	1～2カ月程度	未定
83	処分番号 ・受付番号	<p>番号を一致させると、処分番号=受付番号になってしまう。以下ほくと例の様に略称文字を使い分けつつ同じ番号にしてほしい。</p> <p>H23 確申建築〇〇市 012345 H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。</p>	B	1～2カ月程度	未定
84	電子帳簿	<p>電子帳簿印刷の機能で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい ・検索期間上限を3年としてほしい ・条件を再利用したい(現状は使い捨て) <p>データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい</p>	B	3カ月程度以上	未定
85	仮使用の 表示	<p>仮使用期間外であっても、申請に紐付いている仮使用は、工事物件の表示を出して欲しい。なお、処分等の概要書では、仮使用の期間が終われば出す必要はない。</p> <p>現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ工事物件に表示される。</p>	B	1～2カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
86	ファイアー・フォックス対応	IE9は互換モードがあるが、FFについてはそろそろ見直しが必要と思われる ・建築主、設計者等について、追加者分の住所が郵便番号から展開されない ・付近見取図・配置図等の添付ファイル登録が表示できない (F i r e F o x 9)	B	1ヵ月程度	未定
87	建ぺい率 計算	建ぺい率の計算で、(建築面積÷敷地面積) > 法定建ぺい率の加重平均値となったときに表示される台帳システムのエラーについて、角地10%UPなのでエラーではない場合も「エラー」となってしまうため、入力担当者が困惑するケースがある。 10%緩和、20%緩和がある場合も考慮したエラー表記とするべき。	B	1ヵ月程度	未定
88	マスタ	第4面 建築設備の種類を選択項目をマスタで追加入力できるように。	B	1ヵ月程度	未定
89	複数選択	第4面 屋根・外壁・軒裏を選択項目を、建築設備の様に(Ct1 キー+Click)で複数選択可能に。	B	1ヵ月程度	未定
90	電子帳簿 印刷	1. 受付年月日に無関係に確認済証交付を検索できるようにしてほしい 2. データ抽出の様に検索条件の登録ができるようにしてほしい	B	1ヵ月程度	未定
91	入力	申請書第三面から第四面、第五面へのコピー機能を付けてほしい。	B	2ヵ月程度	未定
92	入力	許可・認定のマスタ登録機能を付けてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
93	検索	地番、建築主氏名等、複数の条件を検索できるようにしてほしい。	B	3ヵ月程度	未定
94	決裁の削除	審査経過の「決裁」が管理者権限でも削除できない。	B	0.5ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
95	工事物件 紐付け	計画変更と完了検査の処分が同じ場合、計変→完了の順に登録しても、物件詳細で申請書は上から「完了→計変」の順で表示され、報告書は上から「計変→完了」の順に表示される。	B	1ヵ月程度	未定
96	報告受付 (配信)	配信受付した後、受付日を修正可能としてほしい。一括登録した場合はシステム日付が自動セットされてしまうが、実際の受付日が異なる場合に対応できないため。	B	1ヵ月程度	未定
97	受付番号 の二重登 録	同一受付番号の二重登録ができないことについて、「原則：できない」「例外：できる」ようにならないか。特に配信システム経由のデータを誤登録した場合、番号を戻して再登録時に誤登録データの削除を忘れていると、報告台帳まで二重登録されてしまう。 →二重登録時に警告出してほしい。また、報告台帳の発番が変えられるようにしてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
98	データ抽 出	データ抽出で、基本統計等では、条件設定が難しいので、国等に報告するための条件（四半期毎の月別件数集計：全国共通と思われる）設定がしてあるものを用意してほしい。	B	2ヵ月程度	未定
99	中間・完了 の検査済 証	中間・完了の済証に、主要用途を入れてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
100	データ抽 出	検査申請のデータ抽出に法区分を出力してほしい。	B	1ヵ月程度	未定
101	閲覧権限 (帳簿)	支部の物件を本部では閲覧だけでき、修正はできないようにしてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
102	概要書出 力	確認・検査済証と処分等の概要書を同じタイミングで印刷するので、同じ画面で印刷できるように。	B	1ヵ月程度	未定
103	違反台帳 のデータ 抽出機能	違反台帳のデータ抽出機能がほしい。	B	1ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
104	処分履歴 一覧印刷 機能	・ほくとであった機能、「処分履歴一覧印刷機能」を台帳Sでも実装してほしい ・確認～完了（取下げ、取止め）を一覧表示形式で一目でわかるようにしてほしい	B	2ヵ月程度	未定
105	定期報告	敷地の概要等、台帳から報告書に反映されない項目があるため、解消してください。	B	1ヵ月程度	未定
106	定期報告	入力項目（建築物・設備・昇降機）を選択した際、入力できなくなる項目については、グレーアウトする等、分かりやすくしてください。	B	1ヵ月程度	未定
107	添付ファイル登録	付近見取図・配置図等の添付ファイル登録を、入力（受付）画面から行いたい（報告物件の場合？）。	B	1ヵ月程度	未定
108	第5面入力	第5面の入力作業を簡便にしたい（階数ごとに「登録」を押すのは手間。表形式での入力のようにしてほしい）。	B	3ヵ月程度	未定
109	報告元機関名	全国の機関名が出てしまうので（ア・イ・ウで分けてあるが）、地方毎に必要な機関名が出ればよい。	B	1ヵ月程度	未定
110	自動計算	台帳システムメインメニュー→受付→報告受付（用紙）から入って、「延べ面積」の部分（別添エクセルファイル参照）の『申請部分の面積』を入力した後、『合計の面積』も手入力しなければならない、自動計算されるようにならないものではないのでしょうか？ 『申請以外の部分の面積』を入れた場合も同様に自動計算されるようにならないものではないのでしょうか？	B	1ヵ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
111	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。	C	1カ月程度	未定
112	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい。	C	1～2カ月程度	未定
113	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
114	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない。	C	3カ月程度以上	未定
115	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか。	C	3カ月程度以上	未定
116	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか。	C	3カ月程度以上	未定
117	定期報告、16条報告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい。	C	1～2カ月程度	未定
118	台帳記載事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい。	C	1カ月程度	未定
119	コピー機能	報告書で建築主氏名を入力したとき、詳細入力に反映される。それをもって、建築主の住所まで入力済と扱われてしまい、詳細入力で建築主住所のコピーが効かなくなる。	C	1カ月程度	未定
120	(帳簿)コピー機能	受付等の入力において、同一申請内のコピー機能を付けてほしい。（例えば、三面から四面や五面にコピーができる）。	C	1～2カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
121	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
122	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように（現在最大69文字）。 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください（現在最大35文字）。	C	1カ月程度	未定
123	（帳簿） 操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善してほしい。	C	1カ月程度	未定
124	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加してほしい。	C	3カ月程度以上	未定
125	データ抽出	出力ファイルはtxtでなくcsvとしてほしい。	C	3カ月程度以上	未定
126	コピー機能	中間検査申請・完了検査申請の1面の工事監理者がコピーされない。	C	0.5カ月程度	未定
127	検索・データ抽出	用途・面積・用途地域・高さ等による検索、データ抽出。	C	0.5カ月程度	未定
128	紐付け（自動処理）	配信システムを経由した指定確認検査機関からの報告について、紐付けが自動でできるような要望。	C	3カ月程度以上	未定
129	フリガナ自動入力	第2面 建築士・建築物名称のフリガナ自動入力。	C	2カ月程度	未定
130	内部審査の審査結果	申請詳細 入力・編集の内部審査の審査結果を「未審査」からではなく「完了」からにほしい。	C	0.5カ月程度	未定
131	完了検査	第2面 代理者欄にも「反映」ボタンを。（完了検査時、確認時より代理者変更している場合がある。）	C	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
132	データ抽出	建築場所を市町村別に確認・完了受付件数、発行件数がすぐ分かるようにしてほしい（現在はEXCELで市町村別に並べ替えをしている）	C	2ヵ月程度	未定
133	入力	面積、階数、棟数などのデフォルト値を「0」としてほしい。	C	1ヵ月程度	未定
134	データ抽出	確認申請、完了検査申請等、申請枠を越えたデータ抽出をしたい。	C	1ヵ月程度	未定
135	パスワード	パスワード変更3ヵ月に1度は多すぎではないか。	C	設定変更	未定
136	紐付け	概要入力画面における紐付ボタン。	C	1ヵ月程度	未定
137	経過管理の審査経過	固定資産税関係部局への送付日追加。	C	2ヵ月程度	未定
138	工事届・除却届・浄化槽台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・工事届及び除却届台帳を追加してほしい（都市計画区域外の建築物管理のため） ・浄化槽台帳を追加してほしい 	C	3ヵ月程度以上	未定
139	工作物の検査済証	工作物の検査済証の「その他」について入力できるようにしてほしい。	C	0.5ヵ月程度	未定
140	コピー機能	<p>コピー機能が足りない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認→中間→完了 ・報告書→概要書（建築主） 	C	1ヵ月程度	未定
141	コピー機能	工事監理者から代理者へコピーしたい。	C	1ヵ月程度	未定

(参考)

表 1-2 現在までの改修済等の項目

No.	項 目	概 要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。

No.	項 目	概 要
		紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	引受証発行番号 （指定機関向け）	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の使途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック （適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決裁のための必須入力項目としてほしい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにしてほしい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）
38	報告書送信 （指定機関向け）	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。（予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式）

No.	項目	概要
39	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。（現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。）
40	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要
41	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
42	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない ・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けてほしい ・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため
43	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にしてほしい
44	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
45	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
46	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい
47	データ抽出	<p>データ抽出機能</p> <p>消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない</p> <p>出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。</p> <p>要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい</p>
48	データ抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい →一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため

No.	項目	概要
49	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある（移行元データが各3件あるため）とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
50	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
51	データ抽出	出力期間を400日に制限する（データ抽出時間調整のための設定変更）
52	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足
53	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほしい
54	データ抽出	改修版を平成23年12月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中
55	旧申プロのデータ	旧申プロを台帳システムで読み込めるようにしてほしい（変換ツールの提供）

表1-3 要望やバグの改修状況（ ）内は前回（平成24年4月27日）時点

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	55 (53)	10 (2)	131 (55)	196 (110)
バグ	101 (46)	10 (19)	105 (105)	216 (170)
計	156 (99)	20 (21)	236 (160)	412 (280)

その他、「様式改正」及び「EXCEL データ取込」について改修中。

平成 24 年度 通知・報告配信システム 課題と対応策（案）

1. 課題

通知・報告配信システムを普及するための主な課題と対応策は次のとおり。

- ・ 特定行政庁から紙とデータの両方を求められた場合、指定機関のメリットがない。

対応策1 紙を省略しない場合も指定機関にメリットが出せないかを検証する。

対応策2 紙を省略した場合の特定行政庁における影響を整理する。

- ・ 特定行政庁では従前より、指定機関の物件は特庁物件とは別に EXCEL で管理しているところがある。さらに、指定機関から EXCEL データの提供を受けている場合がある。そのため、通知・報告配信システムでのデータ送信は現時点ではなじまない。

対応策3 現状に合わせ、EXCEL による送受信の方法を確立する

- ・ 今後の普及が不明確な中、積極的な参加がしにくい。

対応策4 あらかじめ参加団体を明確にし、一斉に利用開始する。

- ・ 利用メリットや利用開始までの手続きがわからない。

対応策5 利用可能団体一覧や利用ガイドライン等を作成し、周知する。

2. 対応策と試行利用

対応策 1

大阪府及び指定機関数社（※調整中）にて「郵送本位型」による実証実験を実施する。

（利用方法とスケジュールは資料 5 - 2，資料 5 - 3 参照）

対応策 2

さいたま市及びビューローベリタスの昨年度からの試行利用にて、「データ本位型」への移行を進め、業務への影響を検証する。

※神奈川県における「データ本位型」による実証実験の開始も検討

対応策 3

茨城県及び指定機関数社（※調整中）にて、EXCEL 利用によるデータ送受信の方法を整理し、そのためのシステム環境整備を ICBA に要請する。

対応策 4

府県別に説明会を実施して参加団体を募り、一斉開始を図る。（資料 5 - 3 参照）

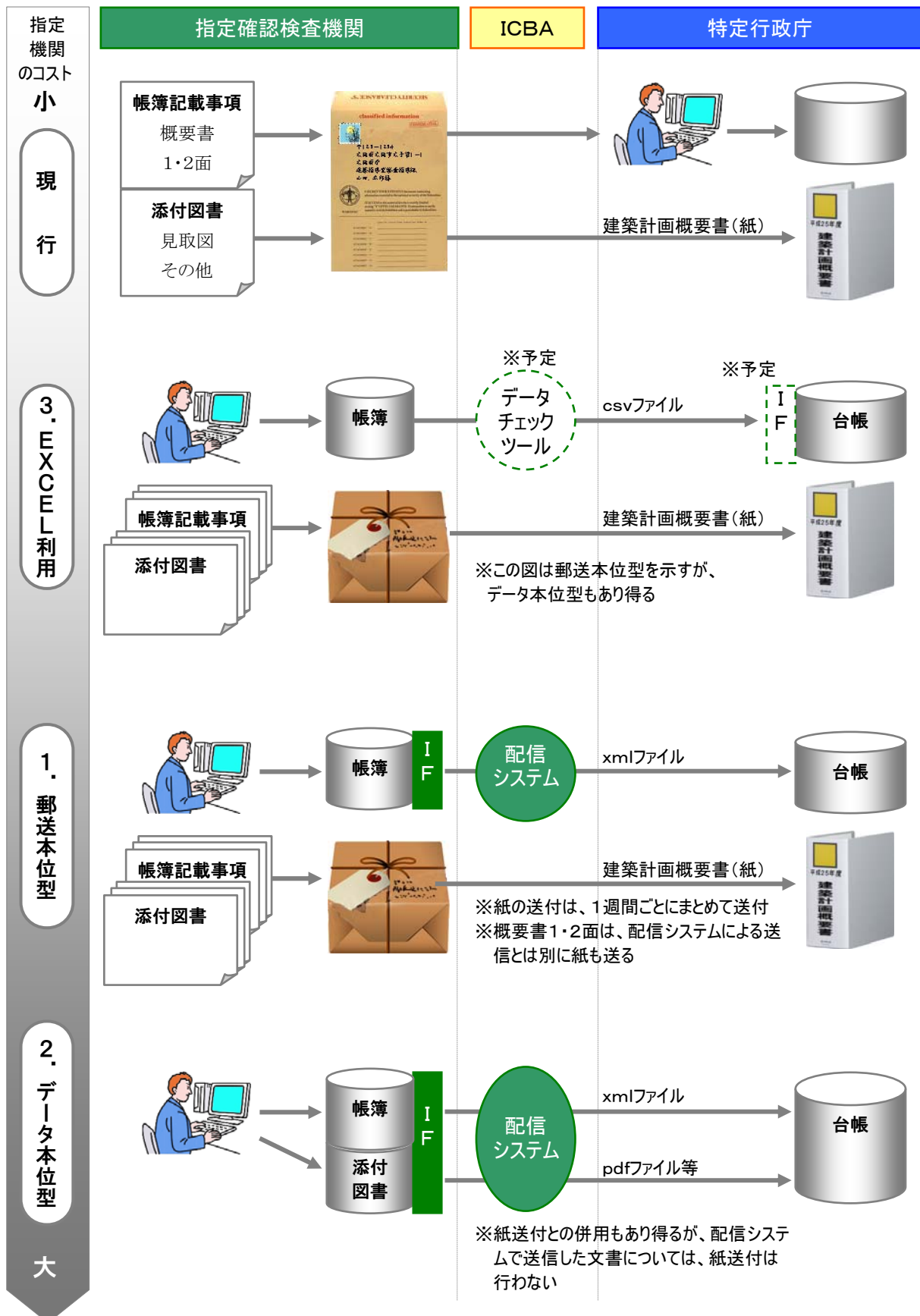
※日本 E R I の各府県への参加も検討

対応策 5

利用可能団体一覧・利用ガイドラインをホームページ等で周知する。（25年度以降）

通知・報告配信システムの利用パターン（イメージ）

利用パターンは、1. 郵送本位型、2. データ本位型に大別される。また、データ・フォーマットをcsvファイルとすることも(3. EXCEL利用)想定する。各々の概要は以下のとおり。



1. 郵送本位型 について

■送信対象文書と送信形式

○確認審査報告（建築物）の場合 ※経由書類を含む

文書・書類名	記載事項	報告方法	備考
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日	通知配信システム (xml)	システム配信にて受領
建築計画概要書 第一面・第二面	建築主等の概要、 建築物及びその敷地に関する事項	通知配信システム (xml)	指定機関帳簿記載事項をシステムにて送受信 pdf化及び送信は不要
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図	郵送	概要書原本を送付 ※第一・二面含む
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	郵送	写し
チェックリスト		郵送	写し
構造計算適判結果通知		郵送	写し
建築工事届		郵送	原本を送付
浄化槽設置届		郵送	原本を送付
建築主変更等各種届		郵送	写し

※計画変更、中間検査、完了検査については上記に準ずる。

■運用ルール

1. 表紙（16号様式）、建築計画概要書第一・二面（確認申請書第一～三面にあたる）のデータ送信は、適宜行うものとします。
2. 指定機関が受領し経由して送付する申請者作成の紙原本書類については、原則として郵便等にて送付するものとします。送付は週1回とし、月～日曜日の間に確認済証を交付し、そのデータを送信した物件の書類を、次の月曜日に発送することとします。この際、データの受信漏れチェックのために、送信物件リストも併せて送付するものとします。
3. 送付された送信物件リストと照合したうえで、送信データを受領します。不足物件が見つかった場合、電話等で連絡調整の上、配信システムで再送信していただくこととします。

2. データ本位型 について

■送信対象文書と送信形式

○確認審査報告（建築物）の場合 ※経由書類を含む

文書・書類名	記載事項	報告方法	備考
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日	通知配信システム (xml)	
建築計画概要書 第一面・第二面	建築主等の概要、 建築物及びその敷地に関する事項	通知配信システム (xml+pdf)	文字化け等を考慮し、 紙原本の pdf も送受信
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図	pdf 又は郵送	※第一・二面含む
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	pdf 又は郵送	
チェックリスト		pdf/word/excel のいずれか 又は郵送	
構造計算適判結果通知		pdf 又は郵送	
建築工事届		pdf 又は郵送	
浄化槽設置届		pdf 又は郵送	原本を送付
建築主変更等各種届		pdf 又は郵送	写し

※計画変更、中間検査、完了検査については上記に準ずる。

■運用ルール

1. 表紙（16号様式）、建築計画概要書第一・二面（確認申請書第一～三面にあたる）のデータ送信は適宜行うものとします。第三面（付近見取図・配置図）その他の文書は、添付ファイルとして同時に送信するものとしますが、添付ファイルの送信は任意です。
2. 指定機関では、データ送信した文書の紙送付は原則行いません。どこまでデータ送信とするかは、データ化の現状を踏まえて予め指定機関ごとに決定します。
特に特庁においては、配信システム利用後は押印付きの表紙（16号様式）が届かなくなり、記載事項のみデータが到着することになります。これまで表紙も含めて内部決裁している場合は、これを処分等の概要書に代えていただくか、特庁側で表紙部分を作成いただく必要があります。
3. 受信漏れチェックのため、指定機関からは月報送付の時期に合わせて、送信物件リストを電子メール等で各特庁に送付することとします。不足物件が見つかった場合、電話等で連絡調整の上、配信システムで再送信していただくこととします。
4. 建築計画概要書、建築工事届、浄化槽設置届の紙原本については、①指定機関で保存、②月1回程度でまとめて郵送する、のいずれかを予め指定機関ごとに決定します。

3. EXCEL利用 について

- ・前記「1. 郵送本位型」または「2. データ本位型」にて、表紙（16号様式）、建築計画概要書第一・二面を xml ではなく excel 等による csv ファイルの送信で対応するものです。
- ・運用ルールについては、前記に準じます。

通知・報告配信システム 府県全体 利用準備スケジュール (案)

平成24年9月27日

	24年度				25年度			
	10	11	12	1	2	3	4	
作業概要	実証実験 (運用条件案に基づく 送受信実施) スケジュール周知		全体 説明会	特庁・指定 機関の 利用意思 確認	特庁・指定機関での 送受信体制整備		利用開始	
特定行政庁		利用検討			利用準備		利用開始	
指定確認 検査機関		利用検討			利用準備		利用開始	
実証実験 協力行政庁	周知文書発信 実証実験		● 全体説明会 説明対応	利用意思決定		利用開始	
実証実験 協力指定機関	実証実験				※利用するかどうかは、最終的には他の特庁や指定機関の利用意向を確認して決定いただくこととします。		利用開始	
ICBA	周知文書作成	周知文書に対する 質疑対応	● 全体説明会 説明対応	利用団体とりまとめ	各機関の利用手続き			

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

参考

平成24年8月1日現在

■利用形態① (配信システムによる送受信が可能)														
利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム (照会) ・建築基準法令データベースシステム (大臣認定データベース含む)														
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	埼玉県	草加市	23	4条2項	101	山梨県	甲府市	23	4条2項
2		函館市	22	4条1項	52		熊谷市	24	4条2項	102	長野県	諏訪市	22	限特
3		旭川市	23	4条1項	53		飯能市	22	限特	103	岐阜県	大垣市	23	4条2項
4		室蘭市	22	4条2項	54		東松山市	23	限特	104		各務原市	24	4条2項
5		釧路市	24	4条2項	55		入間市	22	限特	105	静岡県	静岡県	23	都道府県
6		苫小牧市	22	4条2項	56		坂戸市	23	限特	106		静岡市	23	政令市
7		東神楽町	23	限特	57		日高市	23	限特	107		浜松市	23	政令市
8		中標津町	23	限特	58		松伏町	22	限特	108		沼津市	23	4条2項
9	青森県	青森県	24	都道府県	59		白岡町	24	限特	109		富士宮市	22	4条2項
10		弘前市	23	4条2項	60	千葉県	千葉県	22	都道府県	110		富士市	23	4条2項
11		八戸市	23	4条2項	61		千葉市	22	政令市	111		焼津市	23	4条2項
12	岩手県	岩手県	22	都道府県	62		松戸市	23	4条1項	112		三島市	22	限特
13		盛岡市	23	4条1項	63		柏市	22	4条1項	113		磐田市	23	限特
14		北上市	22	限特	64		市原市	23	4条1項	114		伊東市	22	限特
15		一関市	22	限特	65		八千代市	23	4条2項	115		島田市	23	限特
16		釜石市	22	限特	66		木更津市	22	限特	116		掛川市	23	限特
17	宮城県	宮城県	23	都道府県	67		野田市	23	限特	117		藤枝市	23	限特
18		仙台市	22	政令市	68		茂原市	22	限特	118		御殿場市	23	限特
19	秋田県	秋田市	23	4条1項	69		習志野市	22	限特	119		袋井市	23	限特
20	山形県	山形県	22	都道府県	70		流山市	23	限特	120		湖西市	23	限特
21		米沢市	24	限特	71		鎌ヶ谷市	23	限特	121	愛知県	岡崎市	23	4条1項
22		酒田市	22	限特	72		君津市	23	限特	122		一宮市	23	4条1項
23		天童市	23	限特	73		白井市	24	限特	123		豊田市	23	4条1項
24	福島県	福島県	22	都道府県	74	東京都	港区	22	特別区	124		安城市	23	限特
25		福島市	24	4条1項	75		中野区	24	特別区	125		西尾市	23	限特
26		いわき市	23	4条1項	76	神奈川県	神奈川県	22	都道府県	126		東海市	24	限特
27		会津若松市	22	限特	77		川崎市	23	政令市	127	三重県	三重県	23	都道府県
28		須賀川市	22	限特	78		横須賀市	23	4条1項	128		四日市市	24	4条1項
29	茨城県	茨城県	22	都道府県	79		藤沢市	24	4条1項	129		津市	22	4条1項
30		水戸市	22	4条1項	80		平塚市	23	4条1項	130		松阪市	24	4条2項
31		日立市	22	4条2項	81		小田原市	22	4条2項	131		桑名市	23	4条2項
32		土浦市	23	4条2項	82		茅ヶ崎市	22	4条2項	132		鈴鹿市	23	4条2項
33		古河市	22	4条2項	83		秦野市	23	4条2項	133		名張市	22	限特
34		北茨城市	22	4条2項	84		厚木市	23	4条2項	134	滋賀県	滋賀県	23	都道府県
35		取手市	22	4条2項	85		大和市	23	4条2項	135		大津市	22	4条1項
36		つくば市	22	4条2項	86	新潟県	新潟県	23	都道府県	136		彦根市	23	4条2項
37		ひたちなか市	22	4条2項	87		新潟市	22	政令市	137		長浜市	24	4条2項
38	栃木県	栃木県	23	都道府県	88		柏崎市	22	4条2項	138		近江八幡市	22	4条2項
39		宇都宮市	24	4条1項	89		新発田市	22	4条2項	139		草津市	23	4条2項
40		足利市	24	4条2項	90		上越市	23	4条2項	140		守山市	22	4条2項
41		鹿沼市	23	4条2項	91	富山県	富山県	23	都道府県	141		東近江市	23	4条2項
42		小山市	22	4条2項	92		富山市	23	4条1項	142	京都府	京都府	22	都道府県
43		那須塩原市	23	4条2項	93		財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	143		特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定
44		大田原市	24	4条2項	94	石川県	石川県	23	都道府県	144	大阪府	大阪府	22	都道府県
45	群馬県	藤岡市	23	限特	95		金沢市	23	4条1項	145		大阪市	24	政令市
46		富岡市	23	限特	96		野々市市	24	4条2項	146		堺市	23	政令市
47		安中市	24	限特	97	福井県	福井県	22	都道府県	147		吹田市	22	4条1項
48	埼玉県	埼玉県	22	都道府県	98		福井市	23	4条1項	148		寝屋川市	23	4条2項
49		さいたま市	23	政令市	99		一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	149		和泉市	22	4条2項
50		川口市	22	4条1項	100	山梨県	山梨県	23	都道府県	150		箕面市	23	4条2項

■ 利用形態① (配信システムによる送受信が可能)				利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベースシステム(大臣認定データベース含む)										
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
151	大阪府	羽曳野市	22	4条2項	201	宮崎県	宮崎市	24	4条1項					
152	奈良県	奈良県	23	都道府県	202		日向市	23	4条2項					
153		奈良市	22	4条1項	203	鹿児島県	鹿児島県	22	都道府県					
154		橿原市	24	4条2項	204		霧島市	22	限特					
155	和歌山県	和歌山市	23	4条1項	205	沖縄県	那覇市	22	4条1項					
156	鳥取県	鳥取県	22	都道府県	206		うるま市	24	4条2項					
157		鳥取市	24	4条2項										
158		米子市	24	4条2項										
159		倉吉市	23	4条2項										
160	島根県	島根県	22	都道府県										
161		松江市	24	4条2項										
162		出雲市	22	4条2項										
163		浜田市	22	限特										
164		益田市	23	限特										
165		大田市	22	限特										
166		安来市	22	限特										
167	岡山県	岡山県	22	都道府県										
168		津山市	22	4条2項										
169		総社市	22	4条2項										
170		笠岡市	22	4条2項										
171	広島県	広島県	22	都道府県										
172		福山市	23	4条1項										
173		呉市	22	4条2項										
174		東広島市	23	4条2項										
175		三次市	22	限特										
176	山口県	山口県	22	都道府県										
177		宇部市	23	4条2項										
178		山口市	22	4条2項										
179		周南市	23	4条2項										
180		萩市	22	4条2項										
181		防府市	22	4条2項										
182		岩国市	22	限特										
183		長門市	22	限特										
184	愛媛県	愛媛県	22	都道府県										
185		松山市	22	4条1項										
186		今治市	22	4条2項										
187		新居浜市	24	4条2項										
188		宇和島市	22	限特										
189		西条市	22	4条2項										
190	高知県	高知県	23	都道府県										
191		高知市	23	4条1項										
192		社団法人高知県建設技術公社	23	知事指定										
193	福岡県	大牟田市	23	4条2項										
194	佐賀県	佐賀県	22	都道府県										
195		佐賀市	22	4条2項										
196	長崎県	長崎県	22	都道府県										
197		長崎市	23	4条1項										
198		佐世保市	22	4条1項										
199		島原市	22	限特										
200	宮崎県	宮崎県	24	都道府県										

■利用形態② (独自システムにインターフェース機能を装備することで配信システムによる送受信が可能)					利用対象システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベースシステム (大臣認定データベース含む)					No	区域	機関名	区分
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	江別市	23	4条2項	51	鹿児島県	薩摩川内市	23	限特				
2	岩手県	花巻市	22	限特	52	沖縄県	沖縄市	22	4条2項				
3		奥州市	23	限特									
4	群馬県	群馬県	22	都道府県									
5	埼玉県	志木市	22	限特									
6		富士見市	22	限特									
7		ふじみ野市	22	限特									
8	千葉県	船橋市	22	4条1項									
9	東京都	三鷹市	24	4条2項									
10		中央区	23	特別区									
11		品川区	24	特別区									
12		世田谷区	22	特別区									
13		渋谷区	23	特別区									
14		荒川区	22	特別区									
15		板橋区	23	特別区									
16		足立区	22	特別区									
17		葛飾区	23	特別区									
18		一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定									
19		日本ERI株式会社	23	大臣指定									
20		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定									
21		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定									
22		一般財団法人ベターリビング	22	大臣指定									
23		日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定									
24		SBIアーキオリティ株式会社	23	大臣指定									
25		株式会社東京建築検査機構	23	地整指定									
26	神奈川県	ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定									
27		富士建築センター株式会社	22	大臣指定									
28		SGSジャパン株式会社	22	大臣指定									
29	新潟県	三条市	22	4条2項									
30	石川県	能美市	24	限特									
31	長野県	岡谷市	23	限特									
32	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定									
33	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定									
34	京都府	京都市	23	政令市									
35	大阪府	豊中市	22	4条1項									
36		八尾市	23	4条1項									
37		東大阪市	22	4条1項									
38		岸和田市	23	4条2項									
39		一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定									
40		株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定									
41		株式会社総合確認検査機構	24	地整指定									
42	兵庫県	兵庫県	22	都道府県									
43	広島県	三原市	22	4条2項									
44	徳島県	徳島県	22	都道府県									
45	福岡県	福岡県	23	都道府県									
46		北九州市	22	政令市									
47	長崎県	大村市	22	限特									
48	熊本県	熊本県	23	都道府県									
49		天草市	24	4条2項									
50	大分県	中津市	23	4条2項									

通知・報告配信システムに係る関係法令

■建築基準法

第六条の二（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

10 第一項の規定による指定を受けた者（注：指定確認検査機関）は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第七条の二（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）

6 第一項の規定による指定を受けた者（注：指定確認検査機関）は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第七条の四（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）

6 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

■建築基準法施行規則

第三条の五（確認審査報告書）

法第六条の二第十項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第六条の二第一項の確認済証又は同条第九項の通知書の交付の日から七日以内とする。

2 法第六条の二第十項に規定する確認審査報告書は、別記第十六号様式による。

3 法第六条の二第十項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第二号様式の第四面及び第五面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

ロ 建築設備 別記第八号様式の第二面による書類

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第八号様式（昇降機用）の第二面）による書類

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 別記第十二号様式による築造計画概要書

二 法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する指針（以下単に「確認審査等に関する指針」という。）に従つて法第六条の二第一項の規定による確認のための審査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

三 法第六条の二第五項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写し

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

第四条の五（完了検査引受証及び完了検査引受通知書の様式）

法第七条の二第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第二十二号様式による。

2 法第七条の二第三項の規定による検査の引受けを行つた旨の通知の様式は、別記第二十三号様式による。

3 前項の通知は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の七において同じ。）の検査の引受けを行つた日から七日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から四日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

第四条の七（完了検査報告書）

法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第七条の二第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の検査済証の交付の日又は第四条の五の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

2 法第七条の二第六項に規定する完了検査報告書は、別記第二十五号様式による。

3 法第七条の二第六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別記第十九号様式の第二面から第四面までによる書類

二 確認審査等に関する指針に従って法第七条の二第一項の規定による検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

第四条の十二（中間検査引受証及び中間検査引受通知書の様式）

法第七条の四第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第二十九号様式による。

2 法第七条の四第二項の規定による検査の引受けを行つた旨の通知の様式は、別記第三十号様式による。

3 前項の通知は、法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十四において同じ。）の検査の引受けを行つた日から七日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から四日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

第四条の十四（中間検査報告書）

法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第七条の四第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の中間検査合格証の交付の日又は第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

2 法第七条の四第六項に規定する中間検査報告書は、別記第三十二号様式による。

3 法第七条の四第六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別記第二十六号様式の第二面から第四面までによる書類

二 確認審査等に関する指針に従って法第七条の四第一項の規定による検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

■行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

第二条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは…（以下略）

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

（以下略）

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。（注：確認審査報告は申請等に該当）

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

第三条（電子情報処理組織による申請等）

行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令（注：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則）で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

■国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第三条（電子情報処理組織による申請等）

4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

第七条（氏名又は名称を明らかにする措置）

行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。

一 申請等 行政機関等が指定するところにより、第三条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信すること又は同条第四項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。

二 処分通知等 第四条第三項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条同項に規定するものとともに当該処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置くこと。

三 作成等 前条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって第四条第三項に規定するものを添付すること。

通知・報告配信システムにおける送受信すべき必須データの検討について

確認審査報告 ※建築物	特定行政庁の台帳等		指摘確認検査機関からの確認審査報告の書類 (法第6条の2第10項 規則第3条の5)		参 考
	台帳記載事項	書類の閲覧 ※建築計画概要書 ※処分等概要書	確認審査報告書 16号様式	添付書類	
	法第12条第7項	法第93条の2	法第6条の2第10項	確認申請書 2号様式	指定確認検査 機関の帳簿
	規則第6条の3第1項	規則第11条の4	規則第3条の5	法第6条第1項・ 法第6条の2第1項 規則第1条の3、第2条、 第3条、第3条の3	法第77条の29第1項 機関等の省令第28条
	特定行政庁	特定行政庁	指定確認検査機関	申請者(代理人含む)	指定確認検査機関
作成者 ⇒					
確認済証交付者	○	○	○		
確認済証番号	○	○	○		○
確認済証交付年月日	○	○	○		○
建築主等の概要	○	○	○	(○) (第2面)	○ 第1面
建築物及びその敷地に関する事項	○	○	○	(○) (第3面)	○ 第2面
付近見取図・配置図		○			○ 第3面
建築物別概要				○ 第4面	
建築物の階別概要				○ 第5面	

【郵送本位型のメリットについて】上表を昇れば、指定確認検査機関が作成する帳簿のデータ(おそらく電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録されたデータ)を送受信できれば、特定行政庁の台帳整備は足りる。閲覧に供さなければならぬ建築計画概要書(特に第3面(付近見取図・配置図))をPDF化して送信する手間(費用)と郵便等により送付する手間(費用)とを比較して、現状よりも安価になるやり方を提案できれば、建築計画概要書の郵便等による送付の承諾を得ることができるとはならないか。

参考